

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当麻 茂樹

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当行第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成23年6月21日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第11期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とさせていただきます、役職員一同「クールビズ」の軽装とさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 日 時 平成23年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第11期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。